



宮 崎 県 公 報

平成30年4月5日(木曜日) 第 2984 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(情報政策課) 1

○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 2

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………(福祉保健課) 6

○生活保護法に基づく施術者の指定……………(") 6

○救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 6

○救急診療所の認定……………(") 6

○障害者就業・生活支援センターの指定……………(障がい福祉課) 6

○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更……………(") 7

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(") 7

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(") 7

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(") 7

○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更……………(") 7

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(") 7

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先人不明について……………(自然環境課) 8

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 8

○道路の供用の開始……………(") 8

○歳入の収納の事務の委託……………(建築住宅課) 8

公 告

○入会林野整備計画の認可……………(山村・材振興課) 8

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 9

○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 9

○土地改良区の実務規程の変更の認可……………(") 9

○県営土地改良事業の工事の完了……………(") 9

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 9

○基本測量の実施の通知……………(") 10

公安委員会規則

○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則……………10

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………10

○警備員指導教育責任者講習の実施について……………11

監査委員公告

○定期監査及び随時監査の結果の公表……………12

○行政監査の結果の公表……………12

○監査結果に基づき講じた措置の公表……………12

○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………13

選挙管理委員会告示

○平成26年分及び平成27年分の収支報告書の要旨の一部訂正……………13

規 則

宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成18年宮崎県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第3条、第4条関係)		別表第1(第3条、第4条関係)	
[略]		[略]	
食品衛生法施行条例(平成12年宮崎県条例第18号)	<u>別表第1第1号6、第3号3、第5号、第7号及び第9号</u>	食品衛生法施行条例(平成12年宮崎県条例第18号)	<u>別表第1の3の項の(11)(別表第1の2の3の項の(1))においてその基準とする場合を</u>

含む。) 、 4 の項の(3)、 7 の項の(3) (別表第 1 の 2 の 9 の項においてその基準とする場合を含む。) 、 9 の項の(1) (別表第 1 の 2 の 11 の項の(3)においてその基準とする場合を含む。) 、 (4)及び(5)並びに12の項 (別表第 1 の 2 の 14 の項においてその基準とする場合を含む。) 並びに別表第 1 の 2 の 4 の項の(2) 及び11の項の(1)

[略]	
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (平成19年宮崎県教育委員会規則第9号)	第28条
[略]	

別表第 3 (第 5 条、第 6 条関係)

[略]	
食品衛生法施行条例	別表第 1 の 1 の項の(2)、 3 の項の(5)及び(11) (別表第 1 の 2 の 3 の項の(1)においてその基準とする場合を含む。) 、 6 の項の(1)、(12)イ及びウ並びに(13)、 7 の項の(6) (別表第 1 の 2 の 9 の項においてその基準とする場合を含む。) 、 9 の項の(1) (別表第 1 の 2 の 11 の項の(3)においてその基準とする場合を含む。) 、 11 の項の(1) (別表第 1 の 2 の 13 の項の(1)においてその基準とする場合を含む。) 並びに12の項 (別表第 1 の 2 の 14 の項においてその基準とする場合を含む。) 並びに別表第 1 の 2 の 3 の項の(2)、 5 の項の(2)、 7 の項、 8 の項の(1)、(2)及び(3)並びに11の項の(1)
[略]	

[略]	
宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (昭和57年宮崎県教育委員会規則第10号)	第13条第 1 項
[略]	

別表第 3 (第 5 条、第 6 条関係)

[略]	
食品衛生法施行条例	別表第 1 第 7 号及び第 9 号
[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則 (平成5年宮崎県規則第35号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(条例第14条から第15条の2までの許可の申請等)</p> <p>第14条 第2条の規定は、条例第14条及び第15条の許可の申請について準用する。</p> <p>2 第2条の規定は、条例第15条の2の許可の申請について準用する。この場合において、第2条中「10日前」とあるのは「40日前」と読み替えるものとする。</p> <p>(更新の許可の申請)</p> <p>第20条 条例第19条第3項の規定により許可を受けようとする者は、許可期間の満了の日の10日前(条例第15条の2の広告物は40日前)までに屋外広告物更新許可申請書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、申請に係る広告物等が簡易な広告物等であって、知事がその必要がないと認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋外広告物自己点検報告書(別記様式第8号)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 前項の規定により提出する同項第2号の屋外広告物自己点検報告書(第23条の2第1項に規定する広告物等に係るものを除く。)は、条例第22条第2項の管理する者の点検を受けたものでなければならない。</p> <p>(変更又は改造の許可の申請等)</p> <p>第21条 条例第20条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとする日の10日前(条例第15条の2の広告物は40日前)までに屋外広告物変更(改造)許可申請書(別記様式第9号)正副2部を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第47条 条例第43条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記様式第30号)によるものとする。</p> <p>別表第4(第8条、第12条及び第18条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">地 域 又 は 場 所</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規 制 地 域 等</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種規制地域等</td> <td>1～5 [略] 6 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項の規定により実施計画(同条第1項又は第2項の規定により定める実施計画をいう。)において定められた工業等導入地区の区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>別表第7(第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 乗合自動車に表示する場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> <tr> <td>1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物</td> <td>表示面積 広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	区 分	地 域 又 は 場 所	[略]		規 制 地 域 等	[略]	第2種規制地域等	1～5 [略] 6 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項の規定により実施計画(同条第1項又は第2項の規定により定める実施計画をいう。)において定められた工業等導入地区の区域		[略]	区 分	基 準	1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物	表示面積 広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。		[略]	<p>(条例第14条から第15条の2までの許可の申請)</p> <p>第14条 第2条の規定は、条例第14条から第15条の2までの許可の申請について準用する。</p> <p>(更新の許可の申請)</p> <p>第20条 条例第19条第3項の規定により許可を受けようとする者は、許可期間の満了の日の10日前までに屋外広告物更新許可申請書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、申請に係る広告物等が簡易な広告物等であって、知事がその必要がないと認めるときは、添付書類の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋外広告物安全点検報告書(別記様式第8号)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>2 前項の規定により提出する同項第2号の屋外広告物安全点検報告書(第23条の2第1項に規定する広告物等に係るものを除く。)は、条例第22条第2項の管理する者の点検を受けたものでなければならない。</p> <p>(変更又は改造の許可の申請等)</p> <p>第21条 条例第20条第1項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとする日の10日前までに屋外広告物変更(改造)許可申請書(別記様式第9号)正副2部を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第47条 条例第43条第3項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(別記様式第30号)によるものとする。</p> <p>別表第4(第8条、第12条、第18条及び第48条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">地 域 又 は 場 所</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規 制 地 域 等</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2種規制地域等</td> <td>1～5 [略] 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第2項の規定により実施計画(同条第1項の規定により定める実施計画をいう。)において定められた産業導入地区の区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>別表第7(第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1 乗合自動車に表示する場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> <tr> <td>1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物</td> <td>表示面積 広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	区 分	地 域 又 は 場 所	[略]		規 制 地 域 等	[略]	第2種規制地域等	1～5 [略] 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第2項の規定により実施計画(同条第1項の規定により定める実施計画をいう。)において定められた産業導入地区の区域		[略]	区 分	基 準	1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物	表示面積 広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。		[略]
区 分	地 域 又 は 場 所																																
[略]																																	
規 制 地 域 等	[略]																																
第2種規制地域等	1～5 [略] 6 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第3項の規定により実施計画(同条第1項又は第2項の規定により定める実施計画をいう。)において定められた工業等導入地区の区域																																
	[略]																																
区 分	基 準																																
1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物	表示面積 広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。																																
	[略]																																
区 分	地 域 又 は 場 所																																
[略]																																	
規 制 地 域 等	[略]																																
第2種規制地域等	1～5 [略] 6 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)第5条第2項の規定により実施計画(同条第1項の規定により定める実施計画をいう。)において定められた産業導入地区の区域																																
	[略]																																
区 分	基 準																																
1 自動車の所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商号若しくは商標又は自己の事業、営業等の内容を表示する広告物	表示面積 広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。																																
	[略]																																

<p>[略]</p> <p>2 乗合自動車以外の自動車に表示する場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表示面積</td> <td>広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>別表第12（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>乗合自動車の右側部、左側部又は後部に表示される広告物のそれぞれの面積の合計が20平方メートル以内であること。</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき<u>5台以内</u>であること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区 分	基 準	表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。	[略]		区 分	基 準	[略]		表示面積	乗合自動車の右側部、左側部又は後部に表示される広告物のそれぞれの面積の合計が20平方メートル以内であること。	台数	宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき <u>5台以内</u> であること。	[略]		<p>[略]</p> <p>2 乗合自動車以外の自動車に表示する場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表示面積</td> <td>広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の<u>各面につき</u>、それぞれの面積の3分の1以内であること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p> <p>別表第12（第18条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>表示面積</td> <td>広告物の表示される乗合自動車の後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき、<u>営業所ごとに配置する乗合自動車の数の5分の1以内</u>であること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区 分	基 準	表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の <u>各面につき</u> 、それぞれの面積の3分の1以内であること。	[略]		区 分	基 準	[略]		表示面積	広告物の表示される乗合自動車の後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。	台数	宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき、 <u>営業所ごとに配置する乗合自動車の数の5分の1以内</u> であること。	[略]	
区 分	基 準																																
表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部のそれぞれの面積の3分の1以内であること。																																
[略]																																	
区 分	基 準																																
[略]																																	
表示面積	乗合自動車の右側部、左側部又は後部に表示される広告物のそれぞれの面積の合計が20平方メートル以内であること。																																
台数	宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき <u>5台以内</u> であること。																																
[略]																																	
区 分	基 準																																
表示面積	広告物の表示される自動車の前部、後部、右側部又は左側部の <u>各面につき</u> 、それぞれの面積の3分の1以内であること。																																
[略]																																	
区 分	基 準																																
[略]																																	
表示面積	広告物の表示される乗合自動車の後部、右側部又は左側部の各面につき、それぞれの面積の3分の1以内であること。																																
台数	宮崎県の区域（宮崎市の区域を除く。）内の1の営業所につき、 <u>営業所ごとに配置する乗合自動車の数の5分の1以内</u> であること。																																
[略]																																	

別記様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 20 条関係)

屋外広告物安全点検報告書

宮崎県知事 殿

年 月 日

報告者 住 所

氏 名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

広告物等の種類			
設置場所			
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
点検者 (管理者)	氏 名		
	住 所		
	電話番号		
	資格名称		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	改善の概要
上基礎 部構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	
支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間	有 無	
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落	有 無	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	
	3 取付対象部 (柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有 無	
その他	1 付属部材 (※) の腐食、破損	有 無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有 無	
	3 その他点検した事項 ()	有 無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

(注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項第2号の改正規定及び同条第2項の改正規定並びに別記様式第8号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則の規定により許可を受けている広告物等（以下「適合広告物等」という。）で、この規則による改正後の宮崎県屋外広告物条例施行規則別表第12表示面積の項及び台数の項に適合しなくなったものについては、この規則の施行の日から1年間は、なお従前の例による。ただし、適合広告物等を変更し、又は改造する場合（軽微な変更等をする場合を除く。）は、この限りでない。

告 示

宮崎県告示第 431号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
都城市郡医師会立訪問看護ステーション	都城市太郎坊町1364番地 1

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市大岩田町5812番地	都城市太郎坊町1364番地 1	平成29年4月1日

宮崎県告示第 432号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
峯崎龍彦（誠信堂鍼灸整骨院）	北諸県郡三股町宮村2971-6	平成30年3月12日

宮崎県告示第 433号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第

8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
日南市立中部病院	日南市大堂津5丁目10番1号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年3月26日から平成33年3月25日まで

宮崎県告示第 434号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
南部病院	宮崎市大字恒久 891番地14

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年3月29日から平成33年3月28日まで

宮崎県告示第 435号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険諸塚診療所	東臼杵郡諸塚村大字家代3063番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

宮崎県告示第 436号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第27条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	住 所	事務所の所在地	当該指定に係る地域	指 定 年 月 日
社会福祉法人奨 禮会 (みやこのじょ う障害者就業・ 生活支援センタ ー)	都城市乙 房町2191 番地3	都城市中 町1街区 7号1T 産業ビル 1階	都城北諸県 圏域	平成30年 4月1日

宮崎県告示第 437号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第 27条第 3 項の規定により、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更

する旨の届出があった。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事務所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎市花山手東 3 丁目 25 番地 2	宮崎市大淀 4 丁目 6 番 28 号	平成30年 4月1日

宮崎県告示第 438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4511910160	つむぎ	東諸県郡綾町大字 北俣1028番地4	社会福祉法人エデ ンの園	東諸県郡国富町大 字三名字初田2621 番地5	平成30年4月1日	就労継続支援B 型
4512050396	サンプラス	児湯郡高鍋町大字 南高鍋6441番地	サンプラス株式会 社	児湯郡高鍋町大字 南高鍋6441番地	平成30年3月1日	就労移行支援
4512050057	グリーンハート川 南	児湯郡川南町大字 川南 14389番地31	特定非営利活動法 人ネットワーク福 祉会	児湯郡川南町大字 川南 14389番地31	平成29年11月1日	生活介護

宮崎県告示第 439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
高千穂町訪問看護ステー ション	高千穂町	訪問看護	平成30年 4月1日

宮崎県告示第 440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年 月 日
サンエイ薬局	都城市	薬局	平成30年 4月1日

源藤東ひなた薬局	宮崎市	薬局	平成30年 4月1日
----------	-----	----	---------------

宮崎県告示第 441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
医療法人聖和 会小林泌尿器 科クリニック	小林市	小林市細野 1810番地1	小林市駅南 301番地	平成24年 5月26日
訪問看護ステ ーションC U R A 都城	都城市	都城市早水 町3号1番 1 ステッ プハウスピ ボット1階	都城市早水 町17号4番 地1 山下 第二ビル 3 01号	平成30年 4月1日

宮崎県告示第 442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションC U R A 都城	宮崎市	都城市早水町3号1番1 ステップハウスピボット1階	都城市早水町17号4番地1 山下第二ビル301号	平成30年4月1日

宮崎県告示第443号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知(平成30年宮崎県告示第332号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高千穂町役場

安達美隆、河内義頼、吉村一人、吉村義人、吉村直、興梶サネ、戸高勝一郎、甲田好行、甲斐進、甲斐通治、黒田久、佐藤守利、佐藤政幸、佐藤導博、佐藤明、佐藤茂助、佐藤林、山崎松夫、小西虎吉、谷千穂子、谷邦勝、陳内昭光、田上幸徳、田崎イヨ、田崎八治、飯干みなみ、飯干栄喜、飯干勲、飯干修誠、飯干昭、飯干又四郎、野尻勇八、有限会社西白杵土建

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成30年宮崎県告示第332号によること。

宮崎県告示第444号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年4月5日から同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
435	県道	益安平山線	日南市大字平山字神宮司187番1地先から同市同大字同字201番1	旧	39.2~45.6	176.2
				新	42.9~46.5	176.2

			地先まで		
--	--	--	------	--	--

宮崎県告示第445号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年4月5日から同月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
435	県道	益安平山線	日南市大字平山字神宮司187番1地先から同市同大字同字201番1地先まで	平成30年4月5日

宮崎県告示第446号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
宮崎県営住宅を明け渡した者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び目的外使用許可使用料	ニッテレ債権回収株式会社	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第11条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称
中村地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
日之影町大字岩井川1476番地7
- 3 代表者の住所及び氏名

日之影町大字岩井川1476番地7
 抜屋 臣雄

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ダイレックス大王店
 都城市大王町41号8番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
 大規模小売店舗の新設
 平成29年12月14日
- 3 意見の概要
 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月5日から平成30年5月7日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、狭野土地改良区（高原町）から平成30年1月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第3項の規定により、西諸土地改良区（小林市）から平成30年3月6日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 管理規程の名称
 浜ノ瀬ダム管理規程
- 2 認可年月日
 平成30年3月22日
- 3 管理規程の概要
 第1章 総則
 第2章 ダム等の管理の原則
 第1節 流水の貯留及び放流の方法
 第2節 放流の際にとるべき措置等
 第3章 洪水における措置に関する特則
 附則

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
寺 迫	日向市	ため池等整備事業	平成29年12月14日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-27)第10197号	(有)宮崎流通機器	野崎 良子	宮崎県宮崎市西高松町1-5	一般	管工事業	平成30年2月28日付けで廃業した旨の届け	平成30年2月28日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第11944号	児玉造園	児玉 義輝	宮崎県宮崎市清武町今泉乙 496	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成30年2月20日付けで廃業した旨の届け	平成30年2月20日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第12824号	海花造園	海金 亮	宮崎県宮崎市大字有田172-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成30年2月15日付けで廃業した旨の届け	平成30年2月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第7338号	(株)マコト鉄工	甲斐 喜代子	宮崎県児湯郡新富町大字新田 933-2	一般	建築工事業	平成30年2月1日付けで廃業した旨の届け	平成30年2月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-26)第7749号	アース建設コンサルタンツ(株)	濱村 哲之進	宮崎県宮崎市出来島町29-7	特定	電気工事業	平成30年2月26日付けで廃業した旨の届け	平成30年2月26日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (特-26)第 11947号	(有)ウイルハウ ジング	岸ノ上 政幸	宮崎県都城市鷹尾1-11-11	特定	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業	平成30年2月26日付けで廃業した旨の届け	平成30年2月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13051号	吉川建設	吉川 忠雄	宮崎県日向市浜町2-76	一般	土木工事業	平成30年2月23日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月23日 (一部廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成30年4月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業地域
宮崎県全域
- 3 作業期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月5日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第 123号）第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第12条の3の診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">診断の対象者</th> <th style="width: 50%;">医師</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>介護保険法第5条の2に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	診断の対象者	医師	[略]	[略]	介護保険法第5条の2に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	[略]	<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成9年法律第 123号）第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</p> <p>2 法第12条の3の診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">診断の対象者</th> <th style="width: 50%;">医師</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	診断の対象者	医師	[略]	[略]	介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	[略]
診断の対象者	医師												
[略]	[略]												
介護保険法第5条の2に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	[略]												
診断の対象者	医師												
[略]	[略]												
介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	[略]												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会

と共同で、次のとおり実施する。

平成30年4月5日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
貴重品運搬警備	1級	平成30年7月7日(土)午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	平成30年6月30日(土)午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部

3 定員

各15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成30年5月7日(月)から5月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限

る。)

カ 1級検定受検資格認定書(1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。雨天時には雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成30年4月5日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	1号警備業務	平成30年7月9日(月)から7月18日(水)まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責

任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成30年5月21日(月)から6月1日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(7) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成29年12月19日から平成30年3月7日までの間に実施した監査(定期監査)の結果並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき平成29年12月8日から平成30年2月2日までの間に実施した監査(随時監査)の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年4月5日

宮崎県監査委員 高橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 井本 英雄
宮崎県監査委員 中野 廣 明

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき平成29年7月から平成30年2月までの間に実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年4月5日

宮崎県監査委員 高橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 井本 英雄
宮崎県監査委員 中野 廣 明

平成30年1月15日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年4月5日

宮崎県監査委員 高 橋 博
 宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
 宮崎県監査委員 井 本 英 雄
 宮崎県監査委員 中 野 廣 明

宮崎県監査委員 中 野 廣 明

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成26年分及び平成27年分の収支報告書について宮崎県中古自動車販売政治連盟の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成26年分及び平成27年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成30年4月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

平成30年4月5日

宮崎県監査委員 高 橋 博
 宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
 宮崎県監査委員 井 本 英 雄

(平成26年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

宮崎県中古自動車 販売政治連盟	H27. 3. 26	264, 403	59, 392	205, 011	207, 864	56, 539	205, 000	1	0	
0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	207, 000	864	207, 864	0

を

宮崎県中古自動車 販売政治連盟	H27. 3. 26	264, 603	59, 392	205, 211	207, 864	56, 739	205, 200	1	0	
0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	207, 000	864	207, 864	0

に改める。

(平成27年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 総括表の表中

宮崎県中古自動車 販売政治連盟	H28. 3. 29	272, 550	56, 539	216, 011	216, 864	55, 686	216, 000	1	0	
0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	216, 000	864	216, 864	0

を

宮崎県中古自動車 販売政治連盟	H28. 3. 29	272, 990	56, 739	216, 251	216, 864	56, 126	216, 240	1	0
--------------------	------------	----------	---------	----------	----------	---------	----------	---	---

0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	216,000	864	216,864	0		

に改める。